

岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

美流渡保育所なかよし園の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

美流渡保育所なかよし園が廃止されることを受け、開設の期間及び場所、保育時間並びに保育料に関する規定から栗沢地区に関する規定を削る。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 4 号

岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市へき地保育所条例施行規則（平成18年規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（開設の期間及び場所）

第3条 へき地保育所（以下「保育所」という。）の開設期間及び場所は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

ア 夏期保育

期間 4月1日から12月31日まで

場所 中央保育所

イ 冬期保育

期間 1月1日から3月31日まで

場所 中央保育所

第12条を次のように改める。

（保育時間）

第12条 保育所の保育時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

夏期保育料			
階層区分	定義	3歳未満の児童（月額）	3歳以上の児童（月額）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層以外の世帯	12,100円	11,000円
冬期保育料			
階層区分	定義	3歳未満の児童（月額）	3歳以上の児童（月額）
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層以外の世帯	12,650円	11,500円

備考

- 月の途中で入所し、又は退所した日の属する月の徴収月額は、次の算式により算定した額とする。なお、10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 当月の10日以前に退所したとき 3分の1に相当する額
 - 当月の21日以後に入所したとき 3分の1に相当する額
 - 当月の11日以後20日までに入所し、又は退所したとき 3分の2に相当する額
 - 当月において引き続き15日以上欠席したとき 2分の1に相当する額
- B階層の世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目以降の児童の保育料を免除する。また、満9歳未満（年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が入所している場合、その児童の保育料を免除する。
- この表中「3歳未満の児童」とは、条例第4条の規定により入所の措置がとられた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度中に3歳に達した場合においても、その当該年度中に限り3歳未満の児童とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、年度の初日の年齢により保育の利用を行っている場合は、年度の初日の年齢とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。